



巻頭言

無料～低価格を基本とすべきもの

—芸術・料理・福祉ほかについて—

代表理事 三戸 秀樹

1. 民芸と福祉の関係性について

MHC会報 Vol.2(4)号 2022 年において、「民芸と社会福祉—共通する視点について—」を書いた。ここでは、①実用性、②無名性、③生産性、④廉価性、⑤労働性、⑥地域性、⑦伝統性の七つから論じた。とりわけ②無名性と④廉価性には共通するものがあると言及した。そしてこの二点に関する純粋な考え方を高く評価したいと思う。福祉施設群のなかには、その福祉活動を真摯に継続し、加えて無名性を大切にしている人たちがおられることに気づく。

多くの人たちが使う日常雑器について、銘入れをしなかった先人もいた。民芸活動を強く進めた人の一人、河井寛次郎は民芸作品作りについて文化勲章を与える旨、国が申し出たが、受け取りを拒否し無位無冠を貰った。当然、人間国宝や芸術院会員にもならなかった。このわが国の民芸活動初期の一人として英人バーナード・リーチがいた。大阪中之島のリーガロイヤルホテル1階にある「リーチ・バー」は、彼の名を冠した民芸調バーである。リーチも無銘性を尊重した陶工のひとりであった。広島市内の祖父宅に、リーチが作った卵料理用の蓋付きの黄色の小鉢があったが、これも無銘雑器であった。林桂二郎・大叔父がプレゼントしてくれたものである。林桂二郎は、東京に次いで倉敷民芸館が出来る時、大原孫三郎のもとクラボウ役員として動いたと推量される。ちなみに東京において先に出来た日本民芸館は、大原孫三郎の援助に助けられて開設をした。

2. 「青い壺」を読んで…

和歌山市の「南海和歌山市」駅から歩いて5分のところに2022年に有吉佐和子記念館が建てられた。建設1年後に行ってみたが、東京杉並区にあった有吉宅が再現されており、著作に没頭したであろう2階の書斎に入って、彼女が座した椅子に気軽に座することも出来た。そして彼女が愛用したパーカー製の銀の万年筆も見ることが出来た。

有吉佐和子は1931～1984年に生きた作家である。有吉・著「青い壺」の初出誌は、「文藝春秋」の1976年1月号～1977年2月号に掲載されたものである。妙なことに近年、再びヒットして売れている。半世紀ちかく前の47年前に書かれた「青い壺」を今回初めて読んだ。

陶芸家が焼いた青磁の壺がさまざまな人の手に渡ってゆく過程をたどりながら、13の短い話が展開をする。半世紀まえの物語が、時を越え、どうして多くの読者の“こころ”を引きつけているのだろうか。現在の人々の“こころ”を打つものは、一体何なのかを問うてみたい。

シンギュラリティーを間近に迎えようとし、そこにはAIを主体とした先が見えない大激変を肌で感じはじめている。そして、多くの仕事が消滅してしまう可能性が見え隠れをしている。人々は自身の生き方や考え方をいま一度とらえ直さざるを得ないところに来ている。これまでは、「私がやった」「私こそが最初にやった」「特許保持は自分である」「実用新案は自分だ」などなど、“主人公化”時代(三戸, 2024)を強く表出し、自分を前面へ押し出すことへ価値を与えすぎてきた現代、逆に「青い壺」では、無名(銘)性をオチにした作品であって、ここに

何か“こころ”の安寧を大きくもたらしているように思えてならない。美しい工芸作品への銘入れは不要だと、青磁の壺を作った陶芸家の省造はそう主張するのである。時代はいまひとたび無名(銘)性に光をあてようとしているのではないだろうか。

3. 無名(銘)性の意味

美味しい料理の作り方は、多くの人々が共有して衆人が楽しむべきものである。その料理のハウツーを誰かが秘匿すべきものではない。このように考えると、料理の作り方の特許やパテント申請は不可能にすべきではないだろうか？しかしながらコココーラの作り方の管理方法は、社長のみが知っていて、そのノウハウは金庫管理されている事実。神座ラーメンの出汁取りの管理法は、限られた人のみが知っていて、実際の現場では穴のあいたステンレス容器に丸秘具材が入れてあり、一般従業員はその中味を知ることが出来ない。

かたや工業界の特許制度現状では、オランダのフィリップス社はカセットテープ開発をして特許公開をした。ソニーでは、コンピュータ関連である記憶媒体のミニフロッピーを開発し、一般公開をした。東芝はSDカードを開発して公にした。デンソーはQRコードを発明して公開をしたなどなど。良いモノ、良いコト、良い行為に関する無名性へのムーブメントは、産業界を含め、いま強調される時期に来ているのではないかと思う。

老いも若きも、金持ちも貧乏人も、皆等しく芸術というものを楽しむことができることが基本的に大切だと思う。加えて、金の無い者が芸術を楽しめなくて、金持ちだけが金を払って芸術作品を個人保有して楽しむことは良くない事だと考える。そう考えると、「芸術は、基本的に本来無料であるべき」ではないのだろうか(三戸, 2001)。銘がなければ、純粋にその作品の良さのみが評価され、良さのわかる人のみが高く評価でき、銘と金の力のある程度排除できて、すこしかも知れないが、純粋化することができるのではないだろうか。

【参考資料】

三戸秀樹 2001 芸術は無料だ。マルコ(ゼミ通信), Vol.2(2) : 5~6.

三戸秀樹 2022 民芸と社会福祉ー共通する視点についてー, MHC会報, Vol.2(4)号, 2~4.

三戸秀樹 2024 主人公になりたい人々の社会(その1)ー互助(共助)の必要性への道筋ー, MHC会報, Vol.4(4) : 4~11.

公開講座2024「ハラスメント多発の社会状況」(報告版)

ーハウツー以前の基礎的な対応視点ー

三戸 秀樹

1. 過去から現状ー急上昇するハラスメントー

1.1.これまでの流れから

これまでの過去3カ年にわたる公開講座における流れは、次の通りであった。

2021年度には、「現代人の孤独の現状」について言及した。ここにおいては、“主人公化”意識のたかまりと共に孤独の現状が進展する現状をみつめた。進展する背景の説明として、“主人公化”→“家庭の外化”→さらに“間合い失調”を来たしてきており、孤独な状態へ移行する状況を論じた。この欲求不満状況から起こりやすい攻撃行動の始まりについても、事例をあげながら論じた。

2022年度では、「現代人の“攻撃性”と孤立社会」について論じた。ここにおける内容は、“攻撃性”多発の現状把握と背景要因について言及をした。過去20年間ほどの攻撃的事案について、ここへ至る行動の裏にかくれていた状況と、その行動心理に関する検討をおこなった。要約としては、①孤独・孤立問題、②経済的圧迫の問題、③ストレス関与の問題に集約された。

2023年度では、「“孤独感”から派生する落とし穴と対処」について論じた。“孤独感”から派生する落とし穴としては、依存症について言及した。さらに依存症は、①物質への依存、②過程への依存、③人間関係や関係への3種の依存に区分された。時間制約がある本講座においては、薬物依存、アルコール依存、ギャンブル依存、インターネット依存についてのみ言及

した。

1.2.多発するハラスメント

パワハラは、①優越的な関係を背景とした言動で、②業務上必要な範囲を越えており、③労働者の就業環境が害されること、と定義された。ふりかえって、過労死や過労自殺の案件の中においても、労働の質と量に関係した過重労働の課題に加えて、さらにハラスメントを含んだ労働案件が増えてきた。「個別労働紛争解決制度の施行状況（2020年度）」によると、いじめ・いやがらせ件数は79,190件で、過去10年の間に2倍になった。そして、「個別労働紛争解決制度の施行状況（2023年度）」によれば、いじめ・いやがらせ件数は121,412件となった。

ハラスメントの内実は、パワハラ、カスハラ、バイトテロ、アカハラ（アカデミックハラスメント）、セクハラ、SOGIハラ、モラハラ（モラルハラスメント）、マタハラ、虐待、パタハラ（パタニティーハラスメント）、アルハラ、レイハラ、SNS誹謗中傷、DV、オカハラ、時短ハラスメント、ケアハラスメント…などなどが指摘され、実に多岐にわたるハラスメント事態が発生している。そして実際には、ハラスメントを明確に区分することは難しく、複数のハラスメントが関与していることもしばしば見受けられた。加えて、ハラスメントは、働く人の労働意欲を低下させ得る重大な問題となりはじめている。

<ハラスメントに対する法的整備経過>

- 1999年 改正男女雇用機会均等法でセクハラ概念が確立
- 2001年 クレオ・シー・キューブが和製カタカナ語の造語“パワハラ”をつくる
- 2007年 同法改正施行（防止のための雇用管理上の配慮義務が措置義務となる）
- 2007年5月 厚労省が結果公開、過去3年間にパワハラを受けたことがある人は3人に1人いたと応答
- 2015年 労働政策研究・研修機構は、過去1年間にパワハラを受けた働く人は、3人に1人いたと発表
- 2019年6月 ILOが、ハラスメント禁止国際条約成立
- 2019年5月 改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）成立
- 2020年6月 大企業のパワハラ防止策の義務化
- 2022年4月 中小企業のパワハラ防止策の義務化

2019年に出来たパワハラ防止法では、相談窓口設置や社内規定の整備など、企業における防止策の義務化が決められた。取り組まない場合には、行政指導による改善が求められ、従わない場合には企業名が公表されることとなった。ただし、フリーランスや就職活動中の学生など、雇用関係にない人は対象外である。また、お客からの無理難題によるカスタマーハラスメント（＝カスハラ）も対象から距離がある。

もっとも2019年8月には、パワハラを受けた某電気メーカーの男性社員が自殺したケースでは、当該事業所ではパワハラ防止法成立前の2018年4月に、行動規範を定め、「人権の尊重」項目において、「ハラスメントや誹謗・中傷、威圧による業務の強制等相手の人格を無視した行為は行なわない」と謳っていたにもかかわらず発生した。また、某・巨大自動車メーカーにおけるパワハラ事案では、上司に「死んだほうがいい」と言われて自殺をし、立野嘉英弁護士によって2021年に労災認定がなされた。

<（パワ）ハラスメントの6類型>

パワハラは、現在、以下の6類型に区分されている。

- ①身体的な攻撃（例：モノを投げつける）
- ②精神的な攻撃（例：大勢の前で威圧的にしかりつける）
- ③人間関係からの切り離し（例：仕事を外して長期間、別室に隔離）

- ④過大な要求（例：業務と関係ない雑用を強制的にさせる）
- ⑤過小な要求（例：退職させるため誰でもできる業務をさせる）
- ⑥個の侵害（例：性的指向・性自認、病歴といった機微な個人情報を了解を得ずにばらす）

1.3.精神障害の労災原因

働いて精神障害となったと認められた労働災害では、パワハラを原因とするものが一番多かった。労働局や労基署へ寄せられた相談件数においても、パワハラに関するものが、ここ10余年間うなぎ登り状態である。

2. 背景のこころの動き

2.1. フラストレーションと9つの反応パターン

ストレス事態を、理想ではなく自己の思い通りに行かない事態であると理解するなら、心理学でこれまで扱ってきた欲求不満（フラストレーション）事態における諸反応が参考になる。そして戦後憲法のもと、民主主義教育が国民へ普及するにつれ、人々は「民」が「主」人公である意識へ目覚めていった。この結果、広範囲に“主人公化”意識を人々は有するに至った。同時に、“主人公化”心理を満足させることが出来ない場合も多く、欲求不満をつのらせることにもつながった。

ハラスメント多発 = “攻撃的な行動”の変形や多発があるとみると…



ストレス社会とまで称される今日において、ストレス解消へ向かおうとするプロセスに注目してみれば、次のプロセス・パターンに整理出来る。つまり、①攻撃（Aggression）、②逃避（Escape）、③置換（Displacement）、④取入れ（Introjection）、⑤合理化（Rationalization）、⑥固執・固定（Preservation）、⑦退行（Regression）、⑧反動形成（Reaction formation）、⑨昇華（Sublimation）の9区分である。そして頻度高く出現するパターンの一つが、①攻撃的反応である。

2.2. 最頻反応と近年の例

現代人のライフ・スタイルとしての“主人公化”心理が強まると、他者も同時に“主人公化”心理を有する故、相互に孤立化や孤独化が進展することになりやすい。同時に、欲求充足出来なくなると、フラストレーション（欲求不満）が高じ、緩和のための9つの行動パターンが生じやすくなる。そうして、生じやすい①攻撃的行動パターンが頻出するのである。この極端な攻撃的行動の近年の発生事例は、京都アニメーションの放火、西梅田クリニックの放火、桶川ストーカー殺人事件、相模原の福祉施設における殺害事件、あおり運転の多発、止まらないストーカー事件などに象徴される。

ハラスメント多発の背景に隠れている原因とその行動発生メカニズムが明らかに出来なければ、その対策は全て局所的ハウツー型対策に終始してしまう。必要なのは、ここにおける真の原因とそこに存在するメカニズムである。これに対しては、開陳した“主人公化”理論、さらに欲求不満（フラストレーション）からの反応パターンを考えることが大切である。

政府系の法整備における自助強調ではなくて、また自己責任の言及を強めるのではなくて、互助（共助）の大切さを教育・啓発し、このポイント研修を実行し、自覚する時期にきているものと考えよう。

3. 結論：根本的な対応策

根本に隠れて存在しているストレスの低減へ向けた根本的対策こそが、じつは基本的対応策になるはずだ。この視点と、今日的な社会状況を対比させて考えると、労働場面では、①行き過ぎたタイパ（タイムパフォーマンス）や、②行き過ぎたコスパ（コストパフォーマンス）を、求め過ぎないようにすることも大切である。同時に、働く人をして“主人公化”視点を正當に理解するととが重要である。

以上からは、働く者自身は、①自身のホームポジションにおけるセルフケアの弱体化を進めないこと、②さらなるセルフケア強化プランを検討すること。また、事業所の労務部署は、セルフケア・システムを助けるような視点をもって、働く人が相互にささえあう互助的要素を復活させることが、企業風土として至急醸成すべきものとなる。

そして、労働現場における具体的な注意・配慮点の例に申せば、次のようなことである。労働現場における意味の無い立ち作業化などは否であり、働く人の“主人公化”心理を読みとれば、適宜の椅座業対応策を構築すべきであろう。意味なく立ち作業化へ傾斜するようなことは、本格的“主人公化”心理の時代には、遠からず事業所は労働者を失うことへ直結するだろう。

ストレス対応に対する基本的対応である①自助、②互助（共助）、③公助と、厚労省の推奨するストレス対応策の三つ①セルフケア、②ラインケア（中間管理職の…）、③事業所外ケアの対比関係から、孤独問題が大きく浮上する今日、①自助であるセルフケアのあり方、②互助としてのラインケアについて、いま一度の再考をが求められている。加えて、セルフケアを基本においた上でのラインケアのあり方について考える時期に来ているように思われる。

労働心理学のあれこれ（9）

－臨床心理による改善課題ではなかったケース（その3）－

1. はじめに

「労働心理学のあれこれ」の（7）や（8）では、後日、睡眠時無呼吸症候群（SAS）や頸肩腕障害として確定診断がつけられていったが、当初に観察された症状や訴えにおいては、メンタル系と深い関係があるように受け止められ、ときに心療内科や心理臨床系へ相談が持ち込まれることがあった。しかしながら、労働実態を含めた調査研究が深まるにつれ、メンタル系愁訴が純然たる心理・精神的負荷との絡みだけで生起していないように受け止められていった。

今回紹介するものも、労働者が訴えはじめた当初は、因果関係が明確ではなくて、一時は風土病説すらおこったケースである。

2. 振動障害（白ろう病）

名古屋大学医学部衛生学教室では、当時の山田信也・講師が、毎週の決まった曜日に「労働衛生相談窓口」を開設しておられた。そこへ、木曾からの林業労働者が相談にこられ、これが端緒となって、林業労働者の振動障害の問題が取り上げられ、研究が進展しはじめました。しかしこの研究プロセスの途中段階で、T大学の先生が林業労働者における風土病説を呈示されて、振動障害の認定時期が、これによって遅滞することとなった。

実態は、1950年代後半（昭和30年代以降）から、林業労働者におけるチェーンソー普及にともない、患者発生が拡大して行った。さらにマスコミ報道によって、白ろう病（俗称）の名前も一般化した。1969年、林野庁と労働組合とのあいだに振動障害に関する協定が結ばれて、はじめて作業時間規制が設けられた。

これらの研究途上の大がかりなものに、屋久島研究がある。屋久島は杉の南限で、屋久杉で有名なところである。海岸部分は亜熱帯にちかい気候であるが、島の最高峰であると同時に九州最高峰である宮之浦岳 1936m は、雪も吹雪く高地である。海拔0メートルの亜熱帯から、1900メートル級の冷温帯までの垂直分布がみられる希有な地域である。加えて、作家・林芙美子（1903～1951）は、作品・浮雲において「屋久島は、月に35日、1年に366日雨が降る」と記しているほどの多雨地域である。芙美子が逗留した旅館・安房館をベースキャンプに、林業労働の現地調査研究を行った。折りしも滞在した部屋は「芙美子の間」と称する部屋であった。参考文献に記した1978年発行の屋久島振動障害総合調査報告書は、当時、全国の医学部研究者たち（注：北は北海道から、南は九州まで）が鹿児島県屋久島へ集結し、1週間ほど滞在しな

から労働現場で調査研究を実行し、その折のものをまとめた 122 頁にわたる研究報告書である。ちなみに、その時の研究者集団はグループごとに研究分担をし、それぞれの研究成果を報告することにしていたが、報告書が出たのは近畿ブロックだけであった。

この振動障害の訴え症状には、手指のしびれ、こわばり、こり感、不眠、振戦、疼痛、知覚異常（鈍麻、過敏）、肩・頸・腕・腰のだるさ、指・手・足の冷えなど、そして頭痛、耳鳴り、インポテンツなどの訴えもあった。なかでも、イライラ、多汗、もの忘れなどの自律神経系の失調様症状が含まれており、メンタル系疾患の疑いもかけられ、患者の一部は心療内科へも送られた。

この振動障害の出現は、次の三つの①振動の生体暴露、②寒冷暴露、③騒音暴露の三条件が重なった時に、典型的な振動障害が出現した。ちなみに、①振動の生体暴露とは、振動工具の使用を意味し、②寒冷暴露は、身体全身を寒い条件下におくことを意味し、③騒音暴露は、振動工具からの随伴する騒音への暴露を意味した。そしてこの三つの条件が重なると、典型的な振動障害症状が発生した。

3 振動暴露の防止と配慮

3.1. 振動暴露への対策

林業労働者が扱うチェーンソーによる振動が、生体へ伝達されて発生していることが明確になり始め、作業負荷改善のためにチェーンソーからの振動を直接身体へ及ぼさない工夫が行われていった。初期の規制は、使用できる時間制限をかけることであった。さらには、チェーンソーの振動を抑える工夫もなされていった。防振手袋や防振ハンドルやリモコン・チェーンソーなどはこの例である。さらに振動障害に関する特殊健康診断結果から、症度区分が行われ、重篤な区分に該当する作業者は、振動工具のチェーンソー使用が制限され、同時に振動障害症状からの回復が期待された。

3.2. 配置転換の実際

振動障害における配置転換の実際は、身体が直接的に振動暴露されることのない作業へのシフトであり、振動から隔離することだけを考慮して実施されてきた。このため症状発生した伐木手は、チェーンソーを扱わない他の種の作業へ配置が転換された。例えば、盤台上で定尺に切られた丸太をトラックの荷台に、ツルを使って落とす作業をしたり、リフト作業では、伐倒された立木にワイヤーを掛けたり、盤台のウインチ作業員となって、立木を盤台まで引き寄せる作業をしたりした。いずれの作業においても、直接チェーンソーを使って振動にさらされることの無い作業であった。しかしながら振動が負荷されない作業とは申せ、当該作業のすぐ横ではチェーンソーが常に大きな音を出していた。

振動暴露に対する生体反応は、末梢血管が収縮して血行を低下させる。同時に寒冷暴露が重畳すると一層の血行不全状態となった。そして振動暴露時には、チェーンソ

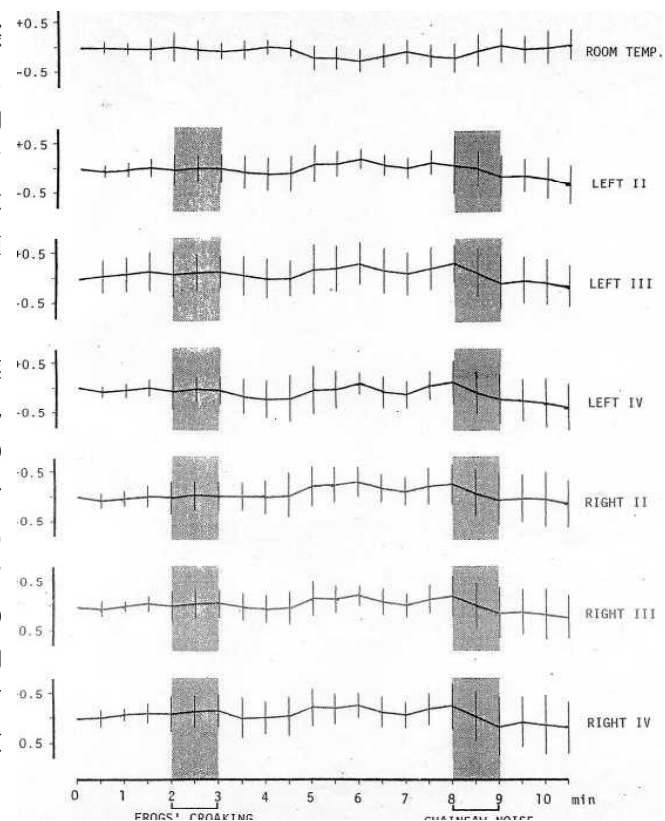


図. 1. II, III, IV指(左・右)の皮膚温変化

そして振動暴露時には、チェーンソ

一の騒音を同時に聞いていたのである。条件反応理論では、生体への振動暴露→血管収縮反応という無条件反応が存在しているが、この振動という無条件刺激と同時的に対提示されていたのがチェーンソーから発するエンジン騒音であった。つまり、エンジン騒音が条件刺激となつて、血管収縮が形成される可能性が否めない。

難治例の多くのケースは、振動障害だから、単純に振動から隔離する配置転換配慮が採用されているが、しかしそれだけでは十分ではないことが、難治例と称する改善がみられない症例が報告されているのである。このために、チェーンソー音が条件刺激になっているのか否かの実験的測定を実施した。

実際に実施したデータ捕集の実験条件では、伐倒時負荷のかかったチェーン音を録音し、ヘッドホンを介して 90dB で 1 分間聞かせ（チェーンソー音条件）、もう 1 つの条件は、カエルの合唱をチェーンソーと同一音圧の 90dB で 1 分間聞かせることにした（カエルの合唱条件）。その折の両手の各指の指尖皮膚温を測定した（三戸ら,1989a、三戸ら,1989b）。なお、実験群は平均年齢 55.6 歳の男子で、林業労働経験は 26 ～ 42 年、平均経験年数は 35.8 年であった。チェーンソー使用の累積時間は 156 ～ 3,370 時間で、平均使用累積時間は 1,479.9 時間であった。また統制群は、大学研究者で 41 歳と 46 歳の男子で、チェーンソー作業の経験をもたない者であった。

この結果は図 1 に示した通りで、実験開始から 2 ～ 3 分の 1 分間聞かせたカエルの合唱条件では皮膚温変化が見られなくて、実験開始 8 ～ 9 分目に 1 分間に聞かせたチェーンソー音条件において皮膚温の低下が観察された。長期にわたってチェーンソー作業を行ってきた作業者は、実際のチェーンソー作業をしなくても、チェーンソー音を聞いただけで指尖皮膚温が両手ともに低下することが示された。これに比べて、同じ刺激音圧であってもカエルの合唱音では、皮膚温低下減少が観察されなかった。これに対して、チェーンソー音も、カエルの合唱、ともに新奇刺激として受け止める都市生活者の場合では、いづれの音刺激に対しても新奇性刺激であると解釈可能な反応が観察された。

以上より、チェーンソーを直接使わない隔離だけを集中配慮する配置転換法は不十分で、音による条件反応を視野にいれた配置転換法を考えることが大切である。

3.3.退職時の配慮—消防士への応用—

消防士たちの勤務的拘束は、当直をふくめた 24 時間拘束をうけながら消火活動を遂行している。この勤務中には、仮眠をしても消火のための緊急出動がしばしば発生し、サイレン音をきっかけとした消火活動、時には命をかけた消火活動と一体化している。このような勤務形態を長年積んでいるうちに、退職後、消防自動車のサイレン音を聞くだけで「ドキッ」とすると述懐される。なかには、退職後はサイレン音を聞いてもドキッとしないようになりたいとも述懐されていた。労働や勤務というものは、離職時に、就労前の状態に出来るかぎりもどして退職していただくのが本来のスジである。であれば、この職業性条件形成は、積極的消去過程を経て、リセットさせてから退職すべきではないだろうか。系統的脱感作療法は、このような産業系の退職時に使える有効な手法だと考える。

4. 配置転換法への工夫

作業起因性疾病に関する配置転換時に必要な配慮ポイントとして、さらには退職時へ向けた軟着陸を考える配慮点として、今後、真剣に配慮することを考える時期にきていると思料する。

産業心理学的研究から誕生してきた配慮すべき視点として、配置転換法へ向けた重要なポイントとして、今後さらなる広域の職場へのアプローチと実際の配慮にむけた系統的脱感作療法の深化へ期待したい。同時に、このような領域における心理臨床の専門家の活躍に、期待をしたい。

【参考文献】

渡部真也、若葉金三、山田信也、細川汀、西山勝夫、中迫勝、石橋富和、田井中秀嗣、三戸秀樹、広沢巖夫、江崎廣次、高松誠、

- 前田勝義、的場恒孝、楠本尚夫、桜井忠義、平山八郎、永江欣司、梅田玄勝、万江治夫、照屋博行、二塚信、原田正純、上田厚、堀田宣之 1978 屋久島振動障害総合調査報告書、ぜんりんや No.86(122 ページ)、
- 三戸秀樹、清水忠彦、堀川隆志、広沢巖夫、細川汀 1987 山林労働者のチェーンソー騒音による皮膚温変化について、第 3 回ヒューマン・インタフェースシンポジウム(大阪)、1987 年 10 月、
- 三戸秀樹 1988 山林労働者における振動障害について、関西行動療法研究会(大阪)、1988 年 8 月、
- 三戸秀樹、堀川隆志、清水忠彦 1989a 山林労働者のチェーンソー騒音による条件形成について、生理心理学と精神生理学、7(2),117、
- 三戸秀樹、清水忠彦、堀川隆志、広沢巖夫、細川汀 1989b 山林労働者のチェーンソー騒音による末梢循環変化について、第 5 回ヒューマン・インタフェースシンポジウム(京都)、1989 年 10 月、

(文責：三戸 秀樹)

ニュース

●第 44 回の全国アピリンピック(障害者技能競技大会)が、2024 年 11 月 23 日に愛知県で開催され、障害者手帳を持つ 15 歳以上の 398 人が競いました。競技は、「パソコン組立」、「喫茶サービス」などの 25 種目がありました。なお、技能五輪全国大会も同時に開催されました。TOTO の特例子会社サンアクア TOTO の知的障害者の吉井秀一さんは、2021 年全国大会の「製品パッキング」種目で銀賞を獲得しましたが、現在は福岡県大会や全国大会へ向けた指導者を任されています。愛知県のデンソーでは聴覚障害者が 300 人ほど働いています。1977 年にわが国第一号の特例子会社となった事業所は、1950 年(昭和 25 年)創業のシャープ特撰工業株式会社で、関西の障害者就労史は国内的にも歴史のあるところですよ。

●MHC がある天満橋界隈にも障害者就労をすすめている事業所が増えてきています。「ル・クロ・ド・マリアージュ」というフランス料理店は、谷町筋の道向かいの NS ビル 2 階にありますが、多くの障害者が働いておられて就労継続支援 A 型になります。さらに昨年秋には、同ビルの 4 階に「ユニ・カフェ」という喫茶が 4 階にオープンしました。ここは就労継続支援 B 型になります。お忍びでユニ・カフェで昼食を食べてみに行っただつもりでしたが、同店のソムリエールの樺順子さんに呼び止められ、身分がばれてしまいました。結局のところ、2 店の案内と説明を頂戴しました。

事務局だより

●ストレスチェックのデータ処理のため、各事業所からの出てくる各労働者データをコンピュータ入力するソフト開発を進めています。従前は、GMT に一括管理のお願いをしてきました。しかし昨年の年度途中で撤退の意が伝えられました。これに伴って、自前ソフトを開発することにしました。新年度から供用する予定で、現在すすめております。

●MHC のホームページ(www.mental-health-center.jp)を開く際に、右の QR コードを活用下さい。



編集後記

●大切なのは、“闇にさした曙光”を見逃さないことである。これが次に大きく変化してゆきざしに繋がるからである。有吉佐和子の「青い壺」へ動悸&同期した人々の“こころ”の動きを見逃してはいけないと考えて、巻頭言に記しました。

●心理学テキストの出版とその内容について触れた。近年、テキスト出版を主目的とする出版社が出現している。そこで出版戦略は、各大学に存在する当該担当科目教員を集め、そのテキストの一部を分担執筆させ、テキスト出版をしています。この結果、大学の枠を越えた大勢の受講生数を確保し、その受講生向けに教科書として販売する戦略である。加えて原稿執筆料は、一般的出版社のそれよりも低額である。教員の多くも、テキスト出版実績を業績として使うので、低額執筆料であっても前向きである。

●今年の MHC の年初出務は、1 月 3 日から出た。現在の昼弁当は、途中の 24 時間オープンしているスーパーマーケット“デオ”で購入しているが、税抜きで¥198 円也。苦しい労働者と同じ食事をしないで、どうして労働者の本当の気持ちが分かると言えるのか？労働系心理学の研究者として当たり前のことだ。大学現役時代の年初出務は常に 1 月 2 日だった。その前年の最終出務日は 12 月 30 日だった。労働系心理学者・坂田一先生は、京都府立大学を定年退職されて近畿大学・医学部新設のために近畿大学へ赴任された。学閥は異なるが、応用心理学会で仲良くなって交流が密になった。先生は人生最後の研究として釜ヶ崎労働者のくすぶり（＝労働意欲喪失）研究をされた。毎週の決まった曜日の夕方釜ヶ崎へ行き、本田良寛先生の診療所でナッパ服に着替えて、一杯飲み屋で隣りの労働者と話をし、その夜はドヤへ泊まり、当日聞いた話を記録し続けられた。そして 2 報の論文にまとめられた。研究の現場を大切にされた鑑としたい。

●家内の抗癌治療のための病院通いへ付き添い、岩波文庫・赤帯の尹東柱（ユン・ドング）の詩集「空と風と星と詩」を読んだ。原詩である韓国語版も後半に示されているが、これは私には読めなかったが…。売れそうにもない戦中の韓国人詩集を、戦後 60 余年経ってあえて出している。同時に、出版社の上梓する意気のようなものすら感じとれた。キリスト者の尹は、独立運動を理由に 1943 年 7 月 14 日に捕らえられ、27 歳で福岡刑務所で 1945 年 2 月 16 日に獄死した。それは、終戦からさかのぼること半年前のことであった。解説文は、金時鐘が書いた。金は、「政治的でも反日のプロパガンダでもなかった詩人を殺した」と記した。

●ラジオ放送 100 年目の日が、今年の 3 月 22 日にあった。したがって放送開始は、1925 年（大正 14 年）にさかのぼる。世界で最初のラジオ放送は、1920 年の米国だったが、それからさほど遅れていた訳でもなかったようだ。ちなみに MHC 会報という形式をとりながら、会員はじめ多くの人々へ伝える媒体として、本会報の今日的意味を絶えず問いかける工夫を重ねる必要性を記念日に感じている。

（編集子）